

陳 情 文 書 表

4 陳情第 29 号

ニコニコ動画に掲載されている小金井市議会動画への適切な対応を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)




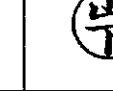
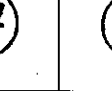



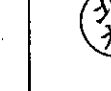
令和 4 年 4 月 25 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]
	氏 名	松井 豊 ● 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年				
受 理 年 月 日		令 和 4 年 4 月 25 日 10:15						
安藤 主任	薄根 主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
								

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年4月25日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 ニコニコ動画に掲載されている小金井市議会動画への適切な対応を求める陳情書

当該 QR コードの URL に掲載されている動画について小金井市民の名誉・財産・権利・良識を毀損していないかを検討の上、法律に基づき、また、公序良俗に違背なきよう適切な対応をとることを求めます。



2020/09/04 小金井市議会『おちこぼれフルーツタルト②』

<https://nico.ms/sm37467698?ref=twitter#sm37467698#ニコニコ動画>

陳 情 文 書 表

4 陳情第 30 号

..... 現下における現設計による庁舎建設は小金井市気候非常事態宣言に

..... 違反していないか市長の態度表明を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 4 月 27 日
(西暦 2022)








陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌己 ●印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

薄根
主任

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 4 月 27 日 17:15			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年4月27日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 現下における現設計による庁舎建設は小金井市気候非常事態宣言に
違背していないか市長の態度表明を求める陳情書

小金井市は先般「小金井市気候非常事態宣言」を発出し、CO2削減に関し積極的に取り組む姿勢を明らかにしました。

以下がその一節ですが、それによれば気候変動を危機ととらえ、何としてもその削減に取り組むのだという強い意志が表明されており、具体的には「一人ひとりが始める意識改革により今すぐ行動できる経済社会活動の変革」が求められるとのことです。

『今こそ、私たちは気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動やライフスタイルの変革に取り組むなど、気候危機への対策を加速させなければなりません。この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要です。そして、そのような行動に自ら積極的に取り組もうとする気持ちや姿勢を、大人だけでなく幼い頃から醸成するために「環境教育」の充実にも注力していきます。』

令和4年1月1日「小金井市気候非常事態宣言」から

ところで一般に鋼材1トンについては1~2トン、コンクリート1立方メートルについては270キログラムのCO2が製造時に排出されます。

したがって、現設計による新庁舎建設を強行した場合、膨大な量のCO2が排出されることとなります。

この事実を踏まえた場合、使用可能な既存建物がある中で、新しいものを建築するなどの選択はあろうはずもなく、当然、現下における現計画の中止ならびにCO2負荷をニュートラルならしめる木質系材料による庁舎建設計画などが策定されるべきと考えます。

つきましては、鋼材、コンクリート、ガラス等、その製造時に莫大なCO2を発生させる材料を多量に使用して、まだ使える施設を遺棄してまで行う現設計による新庁舎建設が「一人ひとりが始める意識改革により今すぐ行動できる経済社会活動の変革」に沿っているかを勘案の上、「小金井市気候非常事態宣言」への違背がないのかについて市長の見解を求めます。

陳 情 文 書 表

4 陳情第3/号

小金井市窓口行政は他市町村と比較して40行政業務は
後進的であり40格差解消を迅速に求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)


令和 4 年 4 月 28 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]		
	氏 名	大谷 和彦	印	ほか 人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			
	連 絡 先	() -		

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]		
	氏 名	大谷 和彦		
	連 絡 先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 4 月 28 日 16:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
安藤 主任	薄根 主任	山 下	山 浦	小 林	北 村	銀 長
						

別紙 小金井市窓口行政は、他の市町村と比較して、その行政業務は
後述のとおり、その格差解決を迅速に求めた附請書。

附請書は、小金井市行政と他の市町村行政との格差は、宿願とも
言ふべきところであり、小金井市議会議員の皆様は、注意を促すもの
でありませう。事例を挙げると、平成17年小金井市は、泉産24掛出を
有料化したところ、附請書が私道路に掛出した有料24掛の回収
を拒絶した。府中市、武蔵野市3市町村は、右私道路の24
掛を回収しております。附請書は、その旨を小金井市24掛等
に話したところ、小金井市は引続き24回収を拒絶した。
その不利益に及びました。裁判官は当事者から和解を求め、結果的に
小金井市は24回収を行なうことになった。附請書は、その間、小金井市の
強固な抵抗を見て、その行政機関としての後進性を強く感ずられた。
最近の事例を申し上げます。附請書は市情からして住民税を滞納した
小金井市は、令和元年10月30日付厚生労働省年金局事務企画課長
権限差打通知書を添出し、右通知書は差打対象として「滞納者(権限者)
の権限者に対して有する令和元年12月以降の年金支払請求権」と記載
した。小金井市総務課は、附請書に対し「右年金支払請求権は
年金受給権と同じである。」旨の口頭回答を繰り返したところ、
小金井市総務課は、右口頭回答を文書化するのと今なお拒絶して
います。他の市町村においては、右文書化を拒絶しないことが多く、
平成17年の泉産24回収拒絶事件から令和4年の現在まで、17年を経過
して、小金井市窓口行政は進歩して、このように見受けられます。
このように市情が繰り返されると、小金井市は住民の信頼を失うこと
になり、総務課の信頼を失った市町村行政は、公的行政ではありません。市議会におき
かえり、このように公的行政を放棄することなく、適切な政治的行動を
取り進めるよう附請するものでもあります。

令和4年4月28日

小金井市議会議員 様

小金井市本町 [REDACTED]

大倉 幸彦

陳 情 文 書 表

4 陳情第 32 号

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)



令和4年5月 2 日
(西暦 2022)







陳 情 代 表 者	住 所	東京都千代田区平河町 [REDACTED] [REDACTED]
	氏 名	海事振興連盟 会長 衛藤 征士郎 [REDACTED] <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名 (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

安藤 茂根	
主任	主任
	

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 5 月 2 日 12:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和4年5月2日

小金井市議会議長 様

氏名 海事振興連盟 会長 衛藤 征士
住所 東京都千代田区平河町
連絡先

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情書

1 陳情趣旨

現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を内閣総理大臣宛に提出されたい。

2 陳情理由

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」、ことを趣旨として、全国1,038万人の署名・約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て平成7(1995)年に制定され平成8(1996)年から施行されております。

ご案内の通り「海の日」は、昭和16(1941)年に制定された「海の記念日」を基に制定されました。「海の記念日」は、明治9(1876)年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船「明治丸」で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念して制定されたものです。

また、第1回海の日である平成8(1996)年7月20日は、世界の海洋秩序を定めわが国の排他的経済水域(BEZ)200海里の根拠となる「国連海洋法条約」がわが国において発効した日であり、平成19(2007)年7月20日は「海洋基本法」が施行され、わが国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。

このように、当初「海の日」とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、「海洋国家日本を宣言した日」であります。

しかるに平成15(2003)年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、「海の日」は「7月の第3月曜日」になり、毎年その日にちが変動する祝日となってしまいました。

わが国は国連加盟193カ国のなかでいち早く「海の日」を国民の祝日とした唯一の国です。「海の日」の制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきたわが国にとって7月20日を「海の日」として国民の認識を得ることは海洋国家として当然のことと考えます。われわれ海事振興連盟は、海の日を7月20日に戻し、わが国を改めて名実ともに海洋国家といえる存在とするべく、議員提案としてその成立を期することといたしました。

かつて7月20日から31日までを「海の旬間」とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されておりましたが、ハッピーマンデー化以降は「海の旬間」が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となりました。「海の日」のイベント開催は年に一度わが国の平和と安全また海の資源を守り、海に働く人々に国民の目を向けてもらう日でありました。「海の日」が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に係わる産業やそこで働く人々たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待されます。ハッピーマンデーは観光振興等に相応の効果をもたらしたと考えますが、「海の日」に関しては、全国の多くの公立学校が夏休みの開始日を7月21日としていることを考えますと、7月20日に固定化した方が夏休みと絡めて連休の効果が大きいと考えます。

また、2008年の国連総会において、「海を讃え、海洋の恵みを賛美し、またその本来の価値に感謝するため」、2009年以降6月8日を「世界海の日」とすることが決定され、毎年6月8日に国連や関係国で記念行事が開催されております。

政府が標榜する「自由で開かれたインド太平洋」を例にあげるまでもなく、政治・経済さらには地球環境問題において、今ほど「海」がクローズアップされている時代はありません。これら課題について、わが国が率先して積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いありません。

四面を海に囲まれたわが国は海なしでは成り立ちません。海から大きな恩恵を受けると同時に、様々な影響も受けます。海に生かされている、と同時に海と共に生きる、すなわち海と共生している国民であるとも言えます。

「海の日」を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いを馳せ、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という「海の日」の趣旨に思いをいたす機運を盛り上げることが極めて重要であると思っております。

つきましては、貴議会におかれまして、地域振興の見地からも、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を採択いただき、内閣総理大臣宛に提出いただきたく本状をもってお願いする次第です。何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第33号

市役所の人の市民に対する態度に^つついての

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 5 月 18 日
(西暦 2022年5月)








陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	白石 泉 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

身根
主任

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 5 月 18 日 11:50				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

市役所の人に対する態度に就いての態度陳情書 市民に宛

先日、ココリスの座談会のこと。

職員さんの回答は、「それは検討中」にあります。とか「それは会議中
です」という。[redacted]「だか」[redacted]「だか」知以か市民は
全く訳がわかりません。我思うに料シとした日本語に翻訳ねと。
全く何も理解しません。する気が有りません」という意味では？料シ
と分かるように言って下さいませんか」と言いたい。これは先日のココリス
座談会で爆発したんです。この「検討中」です」といえる我々
類推者に、訳がわからん。

市議会、また市役所で「検討中」あるいは「会議中」
という単語は一切使用禁止して戴きたい。あるいは一回使うことに
きり目をつけ罰金を徴集すべきである。

役人さん達は国民の公僕では？キチンと庶民・大衆に
分かるように答える義務と責任が有るんでは？

分かるように言うには「いまい分かりません」白紙に「調」ておりません
と、正しい日本語で答えて戴き度と思ひます。
(いかにきたい)

2022
~~2020~~年5月18日

小金井市議会議長宛

小金井市本町 [redacted]

白石 泉

陳 情 文 書 表

4 陳情第 34 号

パブリックコメントで示された市民の意思を尊重することを目指す

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








2022
令和 年 5 月 20 日
(西暦)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	小金井保育問題連絡協議会 会長 野垣 成 恵 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

封 主 任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 5 月 20 日 / 2022				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
[REDACTED]							

小金井市議会議員 鈴木 成夫様

パブリックコメントで示された市民の意思を尊重することを求める陳情書

2022年5月20日

小金井保育問題連絡協議会 会長 野垣 成恵

小金井市東町

1月26日からの一ヶ月間で行われた「小金井市立保育園条例の一部を改正する条例(案)に対する意見募集(以下、パブリックコメントと略記)」には、212人から565件の意見があり、件数としてはこの5年間で最大の数ということです。また、その565件のうちで明確に賛成を述べているのは6件だということも、議会の中で担当課より答弁がありました。

昨年7月28日の市長による公立保育園の3園廃園提案以来、保護者・市民は説明会や議会への陳情、市長へのFAXや公開質問状、要請などを重ねて、この案についての意見を述べてきましたが、微細な変更・補足がされたのみで、基本部分は変わらないままパブリックコメントが実施されたことは、そもそも遺憾です。

また、実施されたパブリックコメントの扱いについて、市長は議会のなかで、「パブコメの結果を見て見定める」と発言されていますが、565件中賛成が6件という結果を、どう見定めるつもりでしょうか。もはや、小手先での変更では、今後に大きな禍根を残すことになるのは明白です。

市民の意見を聞くことがパブリックコメントの目的であり、条例提案の前提条件として通過儀礼にすることは、許されるものではありません。民主的な市政を進める上で、市民の意思は尊重されなければなりません。

以上の理由により、市長に対し、貴議会から本条例の拙速な提案を避けることを求めるとともに、議会においては民主的な運営をされることを、強く求め、陳情いたします。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 35 号

..... 浅川など広域支援ごみ処理により域外で排出される本市分 CO2 量の数字を誠実に扱う

..... ことを求める

..... 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)










令和 4 年 5 月 25 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌己 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年				
受 理 年 月 日		令 和 4 年 5 月 25 日 17:15						
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長		
								

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年5月25日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 浅川など広域支援ごみ処理により域外で排出される本市分 CO2 量の数字を誠実に
扱うことを求める陳情書

第4期地球温暖化対策実行計画（市役所版）は市の行う事務および事業の全てを対象として CO2 などの温室効果ガスの削減について策定された計画です。

したがって浅川などごみ焼却に伴う CO2 排出量については、ここにしっかり明記されているはずですが、同資料にその記載はなく添付資料参 2 によれば、市はこの数字を持ち合わせていないことが判明しております。

しかしながら他市で排出される本市責任分の CO2 を統計から除くわけにはいきませんから、この数字の所在をさらにつっこんで尋ねると、部局は東京市町村自治調査会なる団体が委託した一民間企業による独自見解の数字を持ち出し「おそらくこれに含まれているだろう」との回答を行います。

しばしば市長をはじめとして議員職員の方々は、広域支援に対する感謝の念を議会の席上で述べられますが、この数字に対するかような無関心はいかがなものなのでしょうか。

小金井市は過去の失政によりゴミ焼却を他自治体に依存せざるを得ない状況にあります。したがって他市民に対する信義の上からも、ゴミ焼却時に発生する物質管理には細心の注意を払うべきであり、それは温暖化問題への具体的な取り組みが日程にあがっている今、CO2 排出量にも適用されるべきは論を待ちません。

つきましては市は廃棄物処理事業にかかる CO2 排出量について他市の方々にご負担頂く本市責任分の CO2 量を自ら算定し、小金井市気候非常事態宣言に伴うすべての計画に明記した上で、CO2 削減計画を誠実に進めていくことを求めます。

小金井市市政情報非公開決定通知書



様

(実施機関名) 小金井市長 西岡 真一



令和4年3月22日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり公開しないことと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	(1) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をとおして提供される小金井市のCO2排出量算定に使用されている資料の全て。 (2) 第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画遂行にあたって小金井市排出CO2量算定に使用している数値、統計データ、統計処理の全てがわかるもの。 (3) 小金井市のCO2排出量算定において以下のデータの扱いについて書かれているもの ① 可燃ゴミ浅川(日野市)焼却分のCO2量 ② オリックス資源循環で処理しているCO2量 ③ 草木回収物の小金井市域外移転分にかかるCO2量
3 市政情報を公開しない理由	(1)(2)については、温室効果ガス排出量算定に係る実施団体である東京市町村自治調査会が非公開を前提とした資料であるため、小金井市情報公開条例第5条第4号に該当 (3)については、不存在
4 公開できるようになる時期	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。
1 審査請求について	この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関(小金井市長)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
2 取消訴訟について	この決定については、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市(訴訟において小金井市を代表する者は、実施機関となります。)を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。
主管部課	環境部 環境政策課 環境係 電話番号：042-387-9817

参1
参2
参1
参2

陳 情 文 書 表

4 陳情第 36 号

小金井市地球温暖化対策地域推進計画における統計数字積算根拠の開示を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4 年 5 月 25 日
(西暦 2022)



陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌己 ● ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 5 月 25 日 17:15				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

安藤 主任 	薄根 主任 
--	---

小金井市議会議員 鈴木成夫様

令和4年5月25日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 小金井市地球温暖化対策地域推進計画における統計数字積算根拠の
開示を求める陳情書

小金井市は2022年1月に小金井市気候非常事態宣言を発出しております。
これに伴い市をあげてのCO2削減計画が遂行されて行くわけですが、この計画に使用されている数字についての積算根拠は非開示になっています。(添付資料参1)

一般に科学データの根拠を秘匿することはありません、万が一にもそのようなことが行われるなら、市はフェイクを用いて市民を欺こうとしているといわれても致し方ありません。

つきましては地球温暖化対策地域推進計画における統計数字積算根拠の開示は、気候非常事態宣言が行政による温暖化プロパガンダとみなされないための最低絶対条件であるとして、その公開を求めます。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 37 号

小金井市地球温暖化対策地域推進計画に使用されている統計数字の検証を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4 年 5 月 25 日
(西暦 2022)



陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌己 ● 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 5 月 25 日 17:15				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

安藤 主任 	薄根 主任 
---	--

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年5月25日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 小金井市地球温暖化対策地域推進計画に使用されている統計数字の
検証を求める陳情書

添付資料（1）によれば「東京市町村自治調査会」なる団体は地球温暖化問題において科学的統計データを扱うに足るいかなるエビデンスも呈示できない状況にあります。

また、担当部局においてはこの団体が作成した資料について、エビデンスに関わる検討を一切していないことが明らかになっています。添付資料（2）

さらに添付資料（3）によればこのエビデンス不在の「東京市町村自治調査会」は、これもまた科学的統計データを扱うに足りうるエビデンスを呈示できない一民間企業に資料作成を依頼しております。

したがって、この資料の数字を用いて計画されている小金井市地球温暖化対策地域推進計画は、その遂行にあたって科学的統計データの信憑性に関しての検証を必要とします。

つきましては小金井市地球温暖化対策地域推進計画に使用されている CO2 排出量に関する統計数字の専門家による検証を求めます。

小金井市市政情報非公開決定通知書

様

(実施機関名) 小金井市長 西岡 真一郎



令和4年5月6日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり公開しないことと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	<p>小金井市地球温暖化対策地域推進計画において使用している東京市町村自治調査会資料について</p> <p>(1) 同調査会が科学的統計データを扱う組織であると判断したエビデンスの詳細がわかるもの</p> <p>(2) 同調査会資料を同推進計画に用いようとして判断した際の起案者と審議会等があればその詳細(メンバー、議事録等)</p> <p>(3) 資料作成に同調査会が委託した一民間企業が科学的統計データを扱う組織であると判断したエビデンスの詳細がわかるもの</p>
3 市政情報を公開しない理由	求めている市政情報を持ち合わせていないため。
4 公開できるようになる時期	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。
<p>1 審査請求について この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関(小金井市長)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この決定については、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市(訴訟において小金井市を代表する者は、実施機関となります。)を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	
主管部課	<p>環境部 環境政策課 環境係</p> <p>電話番号 042-387-9817</p>

陳 情 文 書 表

4 陳情第 38 号

中国共産党による臓器収奪の即時停止、及び人権状況の改善を求める意見書の提出を求めることについての陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 5 月 31 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	兵庫県伊丹市 [REDACTED]
	氏 名	井田 敏美 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">● 印</div> <div style="text-align: right;">ほか 人</div> <p style="font-size: small;">(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</p>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]








発言を申し出ます。

発言者	住 所	兵庫県伊丹市 [REDACTED]
	氏 名	井田 敏美
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

薄根
主任



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 5 月 31 日 14:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長

住所：兵庫県伊丹市

氏名：井田 敏美

電話：

中国共産党による臓器収奪の即時停止
及び人権状況の改善を求める意見書の提出を求めることについての陳情書

陳情要旨：

中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

陳情理由：

中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出するということです。これは数量が夥しい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。

にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。(※1)

中国の伝統的な気功修煉法である法輪功(※2)は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。

- (1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植を斡旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。
- (2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修煉しているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対して毅然とした態度を採ることは、我が国に禍が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われま

(※1) 各種決議案

- ① 欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7_TA(2013)0603)
(2013年12月12日可決)

日本語訳 <https://reurl.cc/x9KxnE>



- ② 米国下院議員 343 号決議案案 (2016年6月13日可決) <https://reurl.cc/o1YNOv>
(PDF ファイル) : <https://reurl.cc/KbOKKn>

(日本語訳) : <https://stop-oh.org/archives/35>



- ③ 英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日) <https://chinatribunal.com/>
(要旨の日本語訳) 中国での良心の囚人からの強制臓器収奪に関する民衆法廷

<https://reurl.cc/d2qze6>



- ④ 欧州議会 中国共産党による生きている人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案
(2022年5月5日可決)

(日本語記事) : 欧州議会、中国政府の強制的な臓器摘出を非難する決議案を採択

<https://reurl.cc/rDKdR4>



(日本語映像報道) : <https://reurl.cc/GxGZoy>



(※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修煉法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一党独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源で莫大な利益が得られる ②大弾圧により常時夥しい数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

陳 情 文 書 表

× 陳情第 39 号

児童・生徒の健康と学習する権利を守るため、学校施設のトイレに生理用品の設置を
求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 4年 5月 31日
(西暦 2022年)

陳情代表者	住 所	国分寺市東恋ヶ窪 XXXXXXXXXX
	氏 名	東京土建小金井国分寺支部女性の会 代表者 <u>大久保 博子</u> 印 ほか 39/人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	(XXXX) XXXX - XXXX

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	XXXXXXXXXX 同上
	氏 名	<u>大久保 博子</u>
	連 絡 先	(XXXX) XXXX - XXXX XXXXXXXXXX

(宛先) 小金井市議会議長

薄紙 主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 4 年 5 月 31 日 14:15				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

2022年5月31日

小金井市議会議長

陳情者 東京土建一般労働組合
小金井国分寺支部女性の会
代表 大久保 博子
国分寺市東恋ヶ窪

児童・生徒の健康と学習する権利を守るため、学校施設のトイレに生理用品の設置を求める陳情書

【陳情要旨】

コロナ禍のなか、就労、雇用状況が悪化し、女性の失業や世帯収入の減少などが大きな社会問題となっています。このような中、経済的理由から生理用品を入手することが困難な状態にある女性が多く存在していることが浮き彫りとなり、「生理の貧困」として社会的問題となりました。大学生がおこなったアンケート調査では、学生の5人に一人が「金銭的理由で生理用品の入手に苦労したことがある」と回答しています。節約のために毎月の生活必需品である生理用品を購入することができずに、「交換の回数を控える」、「トイレットペーパーを代用する」などの実態も報道され、世界中で大きな問題となりました。

女性たちの切実な声に、日本でも国会で取り上げられ、内閣府が「各省庁との連携を行う」と表明し、文科省も「学校の保健室以外にも生理用品の配備も可とし、配布した生理用品の返却を求めない」と通達を出しているところです。しかし、保健室に行けば、生理用品は準備されているが、「恥ずかしくて言い出せない」「保健室に行くところを友達に知られたくない、毎月はもらいに行けない」など悩んでいる子どもがいることは大きな問題です。子どもが心理的な負担を感じることなく、いつでも利用できる環境を整えることは大人の責任です。

内閣府男女共同参画局によると、生理用品の無償配布を実施しているのは全国 255 自治体で、予算措置をしているのは 55 自治体と急速に広がっており、貴市においても予算措置をおこなうことでさらに踏み込んだ支援をおこなうことが求められています。ジェンダー平等施策と、子どもたちの教育機会均等を進めるために、下記事項を要望します。

【陳情項目】

1. 児童・生徒が安心して通学でき、心も身体も健康で衛生的な生活を保障するために、小金井市として生理用品の無償配布をおこなうための予算措置をおこなうこと。
2. 市内小学校の高学年のトイレ及び中学校の各トイレに生理用品を、設置すること。

氏 名	住 所

陳 情 文 書 表

4 陳情第 40号

情報公開請求における事務作業を法令に則り正しく行うことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 6 月 2 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌己 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

安藤
主任

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 6 月 2 日		14:50	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年6月2日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 情報公開請求における事務作業を法令に則り正しく行うことを求める陳情書

参照1（小福介発第163号）は市と小金井市シルバー人材センター間の文書のやり取りについて、令和4年4月18日付で情報公開請求したものです。

これについての開示内容は

- ① 令和4年3月1日 小福介発第1595号
 - ② 令和4年4月8日 小福介発第26号
 - ③ 令和4年4月13日 小福介発第62号
 - ④ 令和4年4月8日 ③にかかるシルバーからの申請書
- 以上市側3点、シルバー側1点の計4点でした。

参照2（小福介発第287号）は別件での情報公開請求です。

これについての開示内容は、

- ⑤ 令和4年3月14日 小福介発第1663号
- ⑥ 令和4年3月18日 3小シ受第877-2号

であり、市とシルバー間でやり取りされた文書が1点ずつ開示されました。

ところで参照2（小福介発第287号）において開示された⑤⑥は、参照1（小福介発第163号）において求めている、市とシルバーとの間でやりとりされた文書であり、期日も請求期限内のものです。

つまり、部局は参照1（小福介発第163号）の情報開示時に、参照2（小福介発第287号）で開示した⑤⑥の文書をなんらかの事情で公開対象から省いていたこととなります。

参照1（小福介発第163号）の「記」の欄にはこれらに関する記述は見当たりませんので、万が一、別件による参照2（小福介発第287号）の請求が無ければ、参照1（小福介発第163号）にかかる情報公開請求は不完全に執行されたまま、請求者には気づきようがないという状況にあり、これはあきらかに担当者によるミスもしくはなんらかの恣意があったと思わざるをえず、明示的に小金井市情報公開条例違反をも構成しています。

つきましては当該案件について、かくなる仕儀にいたった原因を調査の上、情報公開請求にかかる事務作業が法令に則り正しく行われるよう全庁的に徹底されるよう求めます。

様式第3号 (第3条関係)

参照1

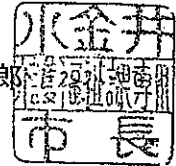
小 福 介 発 第 1 6 3 号
令 和 4 年 5 月 1 1 日

小金井市市政情報一部公開決定通知書



様

小金井市長 西岡 真一郎



令和4年4月18日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり一部を公開することと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	市役所と小金井市シルバー人材センターとのやりとりの全て (文書、要望書、回答書等) 令和3年1/1～現在まで 《請求資料の取扱いについて》 請求のあった市政情報のうち、令和3年1月1日から令和4年3月4日までの期間における対象となる市政情報につきましては、過去に通知した「小金井市市政情報一部公開決定通知書」において一部公開を行っているため、当該通知書の内容をもって、請求内容に対する一部公開に代えさせていただきます。
3 公開日時	別途相談の上、決定
4 公開場所	第二庁舎6階情報公開コーナーへお越しください。
5 公開しない部分	・小金井市高齢者オンライン交流支援事業補助金交付申請書については、公益社団法人小金井市シルバー人材センターにおける角印及び氏名

参照 2

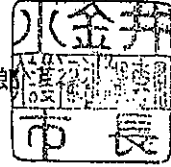
小福介発第287号
令和4年5月27日

小金井市市政情報一部公開決定通知書



様

小金井市長 西岡 真一郎



令和4年5月18日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり一部を公開することと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	情報公開 (小福介発第1712号) に関し第三者照会した時の ①起案書 ②当該第3者に通知した書面 ③②により意見書の提出があった場合はその意見書 ④②により意見書の提出があった場合 (ア) 決定に意見書の内容がどの程度反映されたかの経緯のわかるもの (イ) その決定を行った論理的根拠 (意見書の反映度に関する) (ウ) 意見書に対する決定権者らの意見等の議事録 (エ) 意見書をみた上で本決定を行なった人間の役職ならびに氏名
3 公開日時	別途相談の上、決定
4 公開場所	第二庁舎6階情報公開コーナーへお越しください。
5 公開しない部分	①について、 ・小金井市シルバー人材センター事業費補助金交付申請書に押印されている会長印 ・収支予算積算表における委託費のうち、道具運搬委託に係る対象者の氏名、共通 (事業管理費) における嘱託職員賃金、嘱託・臨時職員法定福利費及び臨時雇賃金に係る支給される者の氏名、並びに退職給付費用に係る対象者の氏名。 ・正規・継続雇用職員及び嘱託職員の給与等の明細について、氏名、職名等、年額の一部、諸手当、社会保険料、退職積立金の金額及び個人別の合計 ※なお、氏名、職名等欄の公開しない部分については、当該起案原文において既に黒塗りされているものである。 ③について、 ・小金井市市政情報公開請求に関する意見書に押印されている会長印 ④(ウ)については、不存在。 ※なお、小金井市市政情報一部公開決定通知書 (小福介発第1712号) は既に公開済み。

議会事務局		保存永長10531	収受番号				
×年×月×日		第1ガイド	第2ガイド				
主任	係	主任	係長	次長	局長	委員長	議長
齋藤	安藤	山浦	小林	北村			栗

令和4年6月8日
 (西暦2022)

主任
渡辺

小金井市議会議長

鈴木成夫

様



陳情者 住所 小金井市立所 [Redacted]
 氏名 佐々木昌己

陳情書の訂正について

令和4年6月2日付けで提出した陳情書について、都合により下記のとおり
 (西暦2022)

訂正したいので申し出ます。

記

- 1 陳情件名
 4 陳情第40号 情報公開請求における事務作業が法令に則り正しく行われることを求める陳情書
- 2 訂正箇所
 陳情文書表陳情の要旨中

訂正前	訂正後
<p>下から3行目 明目的に小金井市情報公開条例違反を構成している。</p> <p>下から5行目 にかかり事務作業が法令に則り正しく行われるよう全庁的に徹底されるよう求めます。</p>	<p>明目的に小金井市情報公開条例違反を構成しているのはどうかと史料いたします。</p> <p>にかかり事務作業において請求者の意見を汲み取りつつ法令に則り正しく行われるよう全庁的に徹底されるよう求めます。</p>

陳 情 文 書 表

4 陳情第 々 / 号

起案書なしで行われている事業の見直しと庁内の意思決定プロセスが
 正常に機能しているかどうかの確認を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)









令和 4 年 6 月 3 日
 (西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間 昌己 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

請取 主任	第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
	受 理 年 月 日		令 和 々 年 6 月 3 日 14:25				
	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年6月3日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 起案書なしで行われている事業の見直しと庁内の意思決定プロセスが
正常に機能しているかどうかの確認を求める陳情書

参照（小環環第36号）は小金井市地球温暖化対策地域推進計画にある廃棄物部門排出CO2量の資料を作成したとする東京市町村自治調査会なる団体に対して市が持ちうるエビデンスについて問い合わせたものです。

これの（2）によれば、市は、この団体の資料を使用するにあたり起案をあげておらず、したがって当該資料使用に基づく事業は適切な行政プロセスを踏んでいないこととなります。

つきましては、当該資料の使用には瑕疵があるとし、これの使用に基づく事業の見直しを求めます。

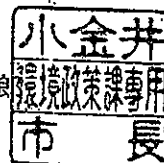
また、全庁的に起案書なしで行われている事業の総点検を行い、庁内の意思決定プロセスが正常に機能しているかどうかの確認を求めます。

参照

小金井市市政情報非公開決定通知書

様

(実施機関名) 小金井市長 西岡 真一



令和4年5月6日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり公開しないことと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	<p>小金井市地球温暖化対策地域推進計画において使用している東京市町村自治調査会資料について</p> <p>(1) 同調査会が科学的統計データを扱う組織であると判断したエビデンスの詳細がわかるもの</p> <p>(2) 同調査会資料を同推進計画に用いよう判断した際の起案者と審議会等があればその詳細(メンバー、議事録等)</p> <p>(3) 資料作成に同調査会が委託した一民間企業が科学的統計データを扱う組織であると判断したエビデンスの詳細がわかるもの</p>
3 市政情報を公開しない理由	求めている市政情報を持ち合わせていないため。
4 公開できるようになる時期	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。
<p>1 審査請求について この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関(小金井市長)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この決定については、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市(訴訟において小金井市を代表する者は、実施機関となります。)を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	
主管部課	<p>環境部 環境政策課 環境係</p> <p>電話番号 042-387-9817</p>